

## 神奈川県弁護士協同組合 組合員証

組合員が特約店様のサービスを利用される際の  
組合員確認は下記組合員証の提示でご確認ください。

	表	裏
現 行		<p style="text-align: center;"><b>注 意 事 項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本証明書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を当組合に届け出る。</li> <li>2. 本証明書を紛失したときは、直ちにその旨を当組合に届け出る。</li> <li>3. 当組合を脱退したとき、は直ちに本証明書を当組合に返還すること。</li> <li>4. 本証明書を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。</li> <li>5. 加盟特約店のサービスを受けようとする場合は、必要に応じて本証明書を提示すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">神奈川県弁護士協同組合</p>
旧		裏面印字なし